



平成28年5月24日

各 位

会 社 名 プレス工業株式会社
(URL <http://www.presskogyo.co.jp>)
代表者名 代表取締役社長 角堂博茂
(コード番号 7246 東証第1部)
問合せ先 総務部長 小西久子
(TEL 044-276-3901)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成28年5月24日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成28年6月29日開催予定の第114回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

当社は、今後、企業ビジョン【コア商品の世界 NO.1 の実現】に向けて、より迅速・果敢な意思決定を行い、業務執行の効率性・機動性を高めるとともに、業務執行に対する監督機能をより強化し、コーポレートガバナンスの一層の充実をはかる必要があると考えております。

そのために、社外取締役が過半数を占める「監査等委員会」を有し、取締役会における重要な業務執行を取締役に委任することのできる「監査等委員会設置会社」に移行いたしたく、当該移行のために所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

- | | |
|--------------------|------------|
| 1) 定款変更のための株主総会開催日 | 平成28年6月29日 |
| 2) 定款変更の効力発生日 | 平成28年6月29日 |

以 上

【別紙】

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

| 現行規定 | 変更案 |
|---|---|
| <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) 会計監査人</p> <p>第5条～第18条 (条文省略)</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、9名以内とする。</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. (条文省略) 3. (条文省略)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> | <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削除) (3) 会計監査人</p> <p>第5条～第18条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>は、9名以内とし、<u>監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2. (現行どおり) 3. (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> |

| 現行規定 | 変更案 |
|---|--|
| <p>(新設)</p> <p>第 22 条～第 23 条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集)</p> <p>第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に発する。ただし、緊急の必要あるときまたは取締役および監査役全員の同意あるときは、この限りでない。</p> <p>第 25 条 (条文省略)</p> | <p><u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第 22 条～第 23 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集)</p> <p>第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に発する。ただし、緊急の必要あるときまたは取締役全員の同意あるときは、この限りでない。</p> <p>第 25 条 (現行どおり)</p> |
| <p>(新設)</p> <p>第 26 条～第 27 条 (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第 29 条 (条文省略)</p> <p><u>第 5 章 監査役および監査役会</u></p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第 30 条 <u>当会社の監査役は、4 名以内とする。</u></p> | <p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第 26 条 <u>取締役会は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、その決議によって、取締役会において決議すべき重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第 27 条～第 28 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 29 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役の報酬等とそれ以外の取締役の報酬等とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第 30 条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> |

| 現行規定 | 変更案 |
|---|------|
| <p><u>(監査役の選任)</u> <u>第 31 条</u> <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u> <u>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> | (削除) |
| <p><u>(監査役の任期)</u> <u>第 32 条</u> <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> | (削除) |
| <p><u>(常勤の監査役)</u> <u>第 33 条</u> <u>監査役会は、その決議によって、常勤の監査役を選定する。</u></p> | (削除) |
| <p><u>(監査役会の招集)</u> <u>第 34 条</u> <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に発する。</u> <u>ただし、緊急の必要あるときまたは監査役全員の同意あるときは、この限りでない。</u></p> | (削除) |
| <p><u>(監査役会規則)</u> <u>第 35 条</u> <u>監査役会に関する事項については、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p> | (削除) |
| <p><u>(監査役の報酬等)</u> <u>第 36 条</u> <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> | (削除) |
| <p><u>(監査役の責任免除)</u> <u>第 37 条</u> <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除す</u></p> | (削除) |

| 現行規定 | 変更案 |
|---|---|
| <p>ることができる。</p> <p><u>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u></p> | |
| <p><u>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> | |
| (新設) | <p><u>第 5 章 監査等委員会</u></p> |
| (新設) | <p><u>(常勤の監査等委員)</u></p> |
| (新設) | <p><u>第 31 条</u></p> <p><u>監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定する。</u></p> |
| (新設) | <p><u>(監査等委員会の招集)</u></p> |
| (新設) | <p><u>第 32 条</u></p> <p><u>監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に発する。</u></p> <p><u>ただし、緊急の必要あるときまたは監査等委員全員の同意あるときは、この限りでない。</u></p> |
| (新設) | <p><u>(監査等委員会規則)</u></p> |
| (新設) | <p><u>第 33 条</u></p> <p><u>監査等委員会に関する事項については、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p> |
| 第 38 条～第 39 条 (条文省略) | 第 34 条～第 35 条 (現行どおり) |
| (会計監査人の報酬等) | (会計監査人の報酬等) |
| 第 40 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。 | 第 36 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。 |
| 第 41 条～第 44 条 (条文省略) | 第 37 条～第 40 条 (現行どおり) |
| (新設) | <p><u>附則</u></p> |
| (新設) | <p><u>当社は、第 114 回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> |

以上